

令和6年9月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和6年10月9日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時58分

場所 第5委員会室

出席委員 鈴木正人委員長
杉田茂実副委員長
東山徹委員、保谷武委員、浅井明委員、立石泰広委員、荒木裕介委員、
細川威委員、木村勇夫委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員、江原くみ子委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
目良聡産業労働部長、浪江治産業労働部産業政策局長、
藤田努産業労働部地域経済・観光局長、
久保佳代子産業労働部雇用労働局長、
内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、
神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、
北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、横内治金融課長、
松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、伊藤佳子人材活躍支援課長、
深野成昭多様な働き方推進課長、下村修産業人材育成課長

山本好志労働委員会事務局長、
加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
板東博之公営企業管理者、新井哲也企業局長、加藤政寿水道部長、
佐藤和央総務課長、忽滑谷真理子財務課長、島崎二郎地域整備課長、
檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、山本栄至主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第90号	埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願 なし

3 所管事務調査
商店街の活性化施策について

報告事項

- 1 産業労働部
SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備について
- 2 企業局
災害発生時における県営水道の危機管理体制について

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

東山委員

- 1 布設工事監督者、それから水道技術管理者の資格要件の改正ということだが、改めてそれぞれの具体的な役割や責務を伺う。
- 2 今回の改正は資格要件を広げるというか緩和するということになるが、そのことによってどういった影響が出るのか、安全性に問題はないかなど、メリットやデメリットを含め、様々な検討が国においてなされたという説明であったが、改正しても問題ないと国が結論付けた経緯について説明願う。

水道企画課長

- 1 まず、布設工事監督者だが、こちらは工事監督体制の不十分さに起因する事故を防止するという観点で、工事の施工に関する技術上の監督業務を行うこととされている。先ほど局長からの説明でもあったように、水道の布設工事というのは、施工方法によっては、その水質に異常を来すおそれがあるということで、学歴に応じた水道の技術上の実務経験を有する者にその業務を行わせることが義務付けられている。また、水道技術管理者については、水道の管理についての技術上の業務を行うこととなっており、定期・臨時の水質検査、職員の健康診断、いわゆる保菌検査、そういったものが主な職務となっている。なお、この水道技術管理者については責任の所在を明らかにするというので、各事業で配置は1人とされている。
- 2 国の検討会においては、まず規模の小さな市町村の実情から、水道全体を平等に見るよりも、本当に困っているところの意見に比重を置いて、どうケアするかという視点で検討が進められている。規模の小さな市町村と比べ、技術者が多数在籍する我々企業局としては、現状で有資格者が不足するということはないが、先ほど局長の説明にもあった、今回の改正で布設工事の監督者が増えるということはメリットとして考えている。この改正による水道への安全性の問題であるが、布設工事監督者については、それぞれの工事ごとに配置するものであるが、それらの工事が全て完成して、施設を使う際には、最終的に水道技術管理者が水質や施設の検査をすることになっている。そういった観点からも水道の安全性は担保されるものと考えている。今回の政省令改正によって要件が緩和されたわけであるが、国の政省令と同じような、全く同じ要件をつけることで、条例で水道の安全性が損なわれることはないと考えている。

細川委員

- 1 背景に「全国的な水道に携わる職員の減少に伴い」とある。これは一般的に県の職員の方が減ったから相対的に減ったのか、あるいは水道事業特有の減少する理由があるのか。
- 2 県企業局の対応ということで、県営水道については、この吉見浄水場の事業、あるいは高度浄水処理の事業等で、それに伴い水道布設工事が増加する見込みとあるが、

この大きな事業以外で、埼玉県で布設工事監督者が必要な工事がどのくらいあるのか。

水道企画課長

- 1 全国的に水道の職員が減っているということであるが、実は水道特有と言えるかもしれないが、水道事業は市町村経営が原則とされている。したがって、そもそも小規模な市町村、特に町村の水道課では、水道に携わる職員数がもともと少ないという事情がある。国の資料によると、水道に携わる職員数は、ピーク時に比べて約37%減っているというところで今回の改正が行われていると考えている。
- 2 今後の布設工事数であるが、委員御質問のとおり、吉見拡張や高度浄水処理が主な水道の布設工事となる。それ以外で浄水場でも大規模なものによっては幾つかあるが、主なものは拡張とか高度の部分であり、今後の見通しとしては、あくまでも見通しであるが、大体40件から60件程度で推移すると考えている。

細川委員

先ほどの40件から60件あるということだが、今回69名増加したとある。69名増加で十分足りているというような認識でよいか。

水道企画課長

企業局の場合は人数的には今は足りていると考えている。しかしながら、先ほど申し上げた工事とは、主に水道整備事務所というところで発注している工事で、我々も人事異動の検討をする上では、有資格者が増えるので有益だと考えている。

金野委員

今回資格要件が改正され、新たに有資格者となった該当者の方々に対する周知について伺う。

水道企画課長

今回の条例改正で資格要件が変わったことについては、主に局内で水道事業に携わる職員に関係するものであるので、改正後、局内でしっかり周知をしていく。

荒木委員

- 1 東山委員の関連というか、私からも同じ趣旨というか、さっきの回答について質問になるが、先ほどの回答だと条件が緩和されたということで安全性や水質に影響は出ないかという質問に対して、現場の技術者はしっかり知識なり技術を有しているから、今回の監督者自体の条件が緩和されても問題ないという答弁で間違いはないか。
- 2 今回の条例改正がなされれば、この資料にあるとおり布設工事監督者の有資格者が69名増加すると書いてあるが、水道技術管理者についての記載がないので、この増員の数値について教えていただきたい。

- 3 布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件について、これらの資格要件については学歴、実務経験、それから経験年数、国家資格等、これほどどこまでを満たせばその有資格者として認められるのか。その認識について、規定について伺う。

水道企画課長

- 1 今回の改正で、我々職員の技術力という質問かと思うが、当然ながら、学歴に応じて必要な実務経験年数というところで、資格を満たすことになるので、現場での経験をしっかり踏まえて対応しているということで、安全性が下がるということはないと考えている。
- 2 水道技術管理者であるが、今回水道技術管理者の資格要件の変更は、国家資格が追加されたことになる。企業局ではこの1級土木施工管理技士を取得している職員というのが、現在22名おり、この部分が増加となるが、実はこの22名も既に、既存の学歴学科要件で満たしている場合もあるので、純粹に22名ということにはならないが増加する可能性はある。ただし、先ほど説明した水道技術管理者については、我々の事業で1名置くということで、現在は水道部長が水道技術管理者になっており、1名にしなければいけないというところがあったので、今回、資格要件が変わって増加するという部分はあるが、資料には記載をしなかったものである。
- 3 資格要件については、資料1の3ページ目の表を御覧いただきたいと思うが、まず、1行目の学歴・学科要件と、2行目・3行目の実務経験がセットになっている。また、4行目の国家資格についても、上の2行目・3行目実務経験とセットになっている。学歴のところでは2分のアルファがちょっと分かりにくかったと思うが、これは学歴によって実務経験年数がそれぞれ異なっている。条例上、例えば、大学で土木工学を卒業したものは、現状では水道の実務経験が3年必要だったが、改正後は水道以外、下水や道路の経験も含めて3年必要である。ただし、3年のうち半分、1年半は水道の経験が必要となっているため、3行目で2分のアルファという表現をさせていただいている。なお、条例については、各学歴に応じて具体的な年数を定めている。

荒木委員

水道技術管理者については、22名増員が増加が見込まれていることだが、もともと何名からの数かだけ最後に伺う。

水道企画課長

令和5年度末現在であるが、157名が資格を有している。

浅井委員

- 1 政省令改正に伴う県企業局の対応の中の国の有識者検討会とあるが、国の有識者検討会というのはどういう方々なのか。
- 2 吉見浄水場拡張関連整備事業が今回は中心だと思うが、ここにある高度浄水処理施設整備事業、これが県では重要な今後の事業になると思うが、まだ高度浄水処理がで

きてない施設について、今後どういう考えなのか聞いておきたい。

水道企画課長

- 1 主に大学の先生であり、大学の教授のほかには、国立保健医療科学院や、それからあと水道の代表として、大阪市水道局の職員、それから日本水道協会の理事長ということで、こちらも水道のOBだが、そういった方々が委員となっている。
- 2 高度浄水であるが、現在大久保浄水場で工事が進められており、その後は吉見浄水場の設計を進めているところである。順次、大久保が終わり次第、吉見に入っていく。今の予定は以上である。

浅井委員

- 1 国の有識者検討会、水のことに関しては、それなりのエキスパートかなとは思いますが、そこには技術者を育成するとかそういうのはないのか。
- 2 吉見浄水場が今後、大久保の後に進めるというような解釈でいいのかなと思うが、吉見はいつぐらいに事業工事が終わる見込みか。

水道企画課長

- 1 先ほどの有識者検討会で技術者育成をするのかとのことだが、最後に申し上げた日本水道協会の理事長が入っており、日本水道協会では水道技術管理者の研修、講習会とか、そういったものをやっている。そういった意見も検討会では出ている。
- 2 吉見の高度の完成時期であるが、現在実施設計を進めているところであり、検討結果を踏まえてスケジュールは決めていきたいと思っているので、今のところまだ決まっていない。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（商店街の活性化施策について）】

保谷委員

- 1 当県が実施している商店街の活性化施策として現在どのようなものがあるのか、それぞれの成果指標と目標値達成度合いについてお聞きしたい。
- 2 成果を上げていないものについては、原因をどのように考えているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 本県の商店街の支援施策は大きく、補助金、専門家派遣、それから、人材育成事業と大きくこの三つの柱で構成をしている。一つ目の補助金であるが、補助金には複数メニューを設けている。主には、イベントの実施などに対するソフト事業の補助金、

それから街路灯のLED化であるとか、改修に対するハードの補助金などがある。二つ目の専門家派遣事業であるが、こちらは商店街が自ら課題の解決などに取り組みたい、あるいは新たな事業を企画したい、それを実施するときに相談をしたいという場合に、県が中小企業診断士、あるいは経営コンサルタントなどを商店街に派遣をして助言などを通じて支援をするものである。三つ目が、人材派遣、人材育成事業ということで、商店街のメンバーである商業者、それから商工団体の職員などのスキルアップのためのセミナーやワークショップなどを開催している。これに更に加え、担当職員が商店街に直接訪問をして、課題やニーズを伺いながら、個々の商店街に応じた適切な施策を提案するというなどをやっており、きめ細やかな支援ということをやっている。それぞれの成果指標等について、目標値等についてである。全体の成果指標としては、この今申し上げた、商店街活性化事業全体として、令和8年度に自発的な活動に取り組む商店街数30としているところであるが、今申し上げたそれぞれの事業については、例えば令和6年度の目標としては、専門家派遣事業は85件、それからソフト事業の補助金は60件、ハードの補助金は11件と、それからスーパー・シティの推進空き店舗補助金は30件、それから、人材育成、これはセミナー参加者の人数であるが60人として鋭意取り組んでいるところである。それぞれの達成の度合いであるが、6年度の9月末時点であるが、専門家派遣が20件、約24%、それから、ソフトの補助金が18件、これが30%、それからハード補助金11件、こちらは達成しており100%である。スーパー・シティ補助金が30件、こちらが今のところまだ見込みがないというところである。それから、人材育成のセミナー参加者は61人ということで、101.7%ということになっている。

- 2 現状実績が出ていないのはスーパー・シティ空き店舗活用補助金というものである。こちらは市町村の上乗せ補助という形になっているので、市町村の事業実施ベース、事業の進み具合によるところとなってしまうという難しさがある。要するに、県だけで決めていけないというところで、市町村に上乗せ補助なので、市町村の間接補助みたいな形になるが、間接補助に必要となる、その市町村側の要綱を改正していただかないと、上乗せできないという場合もあるので、そういった改正が必要である。それから、そもそもスーパー・シティの一環でやっているのだから、スーパー・シティの一環となるための地域まちづくり計画と、そちらに記載をしていただくということが必要であるが、その地域まちづくり計画に入れていただく、あるいは変更していただくということが市町村側に求められる部分がある。それをどういうふうにしていけばいいかということを我々個別に相談に乗っているところである。今後とも、そういった市町村への助言や相談など個別に対応して、きめ細やかに対応してまいりたい。

保谷委員

そもそも論に立ち返って考えたいと思うが、その商店街活性化の本当の最終的な目的というのはどのように設定しているのか。例えば、先ほど御説明した中では、ソフトのイベント補助金60件とか、ハードの補助金のところでLED商店街のLED設置11件とか、その件数を達成することが目的ではなくて、本来であればその先に商店街の活

性化の達成すべき目標という目的というのがあるはずだと思うが、そこについて県の認識としてはどのようなものが目的であるべきと考えているのか。また、その活性化は誰のためのものなのか、店主のためにやるのか、あるいは地域の住民、消費者のためにやるのか。あるいは地域経済とか地域社会とか全体のためにマクロのもののためにやるのか、そこの誰のためなのかというところについての県の認識をお聞きしたい。

商業・サービス産業支援課長

埼玉県商店街活性化条例という平成26年に施行された条例がある。その条例では、商店街は、地域に根差した経済活動と、地域貢献活動との両立が図られている場であり、地域経済の活性化及び活力に満ちた魅力ある地域社会の形成に果たす役割を持つということが書いてある。これはすなわち、身近な買物の場であるのみでなく、例えば祭りの場であり、防犯、防災、それから子育て支援などの地域コミュニティの形成の場でもある。また、地域のにぎわい創出の場でもあるというふうに言える。実際今、現場で商工団体の専務理事の皆さんとか、そういういろんな団体の皆さんと話す、コロナの後、商店街とか地域商業者のイベントなんか、地域の方々が想定以上にすごく集まってくださるとい話をよく聞く。商工団体の皆さんが仰っているのは、そういった状況を見ると、住民の皆さんがそういったにぎわいの場というのを求めてたんだなというのをすごく強く感じるというふうなお話であった。県としては、埼玉県商店街活性化条例の趣旨を大切に、重要視して、その上で商店街活性化は、地域住民ひいては県民のための活性化であると考えて日々取り組んでいるところである。

保谷委員

県内には既にその衰退してしまった商店街というのはたくさんあると思うが、その衰退したパターン、理由というのもいろいろあると思う。そういったものについてどのように分析しているのかお聞きしたい。

商業・サービス産業支援課長

商店街には活発に活動できているところと、なかなか難しいところ、衰退しているところと両方あるということは我々も承知をしている。原因であるが、県では5年に1度埼玉県商店街経営実態調査という全県調査を行っている。直近の調査結果が令和3年度の調査結果であるが、衰退していると考えている、感じている商店街に対して、その衰退している原因は何であるかというふうに聞いた。すると、自分のところが商店街ちょっと衰退しているという原因の1番としては、後継者不足、これが断トツに多かった。ほかに、例えば店舗の老朽化とか、個店の努力とか、いろいろ項目が複数回答で項目があるが、やはり何といても後継者不足であった。これ実は、例えば平成18年度調査とか見ると、業種構成が不足している、そういったものがトップであった。これやっぱり、時代によってもその衰退している原因というのは変わっていくのかなと思っている。今の直近では後継者不足ということで、これはすなわち、商店街の会員店舗の後継者が不足していくと、足りないということで。そうすると、各個店が後継者不在ということ

になると、そこから店舗の廃業であったり、空き店舗への増加につながっていくと。そうすると商店街自体が魅力の低下を招いていくという、よろしくないスパイラルという、そういうパターンがあるのかなというふうに考えられる。

保谷委員

かつて商店街の脅威として大規模小売店舗、スーパーマーケットであるとか、郊外型のショッピングモールとか、郊外型のナショナルチェーンストアであるとか、そういったものが大きな脅威だったわけであるが、今日においての状況というのはどうなのか。大規模小売店舗法が平成12年に廃止されたが、それによる影響というのがどうであるのか。

商業・サービス産業支援課長

大規模小売店舗法は平成12年に廃止になって、その後大規模小売店舗立地法ということで規制的なものではなくなったという状況にあるということである。この、平成12年の少し後の、平成18年度の商店街経営実態調査、これを見ると、この中で大型店進出による商店街への影響を聞いている。良い影響なのか、悪い影響なのか、余り変わらないのか、そういったことを聞いているが、この当時は、悪い影響の方が大きいと答えた商店街、実に62.8%。過半数が悪い影響が多いというふうに答えていた。その後5年ごとに見ていくと、その5年後の23年度調査では52.6%、28年度には42.6%、直近の令和3年度調査だと40.5%と、一貫して減少傾向に実はあるということが分かった。逆に、この良い影響が大きいと回答した商店街、どのぐらいいるのかなということだが、平成18年度調査であると僅か2.8%である。それが直近の令和3年度調査では12.6%まで増加をしている。これは、大型店が例えば、なかなか取り扱わない、近隣にできた大型店がなかなか取り扱わない商品であるとか、提供していないサービスを補填で、商店街の中の補填で提供しましょう。あるいは、より付加価値の高いものを売っていきましょうと、あのスーパーよりいい刺身を売ろうとか、例えばそういうことなど、大型店の持つ集客力というのを上手に利用して、大型店に来たお客様について寄ってもらうとか、あるいはそこで見かけてもらって店舗の認知度を上げてもらって、こんな素敵な店があるんだと見つけてもらって、そこで、次はお店を目掛けて来てもらうと。共存・共栄している商店街というところが少しずつ増えてきているのかなというふうに考えている。

保谷委員

今日の新しい脅威として、eコマースの進展というのが挙げられると思う。ここ20年ぐらいの影響だと思うが、商店街にとってこれは脅威であるのか、あるいは機会であるのか、県としてはどのようにお考えなのか。もし脅威であるならばどのように対抗するのか。

商業・サービス産業支援課長

委員お話しのとおり、確かにeコマース、いわゆるインターネットショッピング、ネット通販というか、そういったものは特にこのコロナ禍で劇的に増えたなという印象は特にある。このeコマースの普及への影響は、やはりまずは個店への影響がすごく大きいのかなと思っている。先ほどから申し上げている、その商店街経営実態調査の令和3年度調査であると、実は消費者にもアンケート調査をしている。その消費者に、インターネットショッピングの利用状況、利用したことがあるかと聞いたところ、全年代を合わせてみたところで61.9%、これを年代別に見ると、当然のごとくであるが、特に18から39歳の若手の層が、もう9割以上が利用経験ありというふうに答え、もう買物行動がそういった変化を起こしているということが、これで言えるのかなというふうに思う。また、その調査の中で、インターネットショッピングでよく購入する品目というのを聞いている。それは複数回答だが、1番多かったのが家電である。家電で35.6%、次に書籍で34.6%というふうになっていく。これを見ると、例えばこうある程度重いものであるとか、それからどこのお店で買っても、物自体が変わらないものというものを、インターネット経由で購入をしているのではないかというふうに推察できる。また、アンケート調査で逆に、インターネットショッピングではなくて、あえて実店舗で購入しているというものについての、あえて実店舗でなぜ購入しているかという理由も聞いている。それについては、現物を確かめてから買いたいというのがこれが85.5%、これ最も、確かに物を見てから買いたいということである。それから、次いで、もう今すぐ必要なものがあるので、届くのを待ってられないというものが48.2%、それから日持ちしないものはこれをすぐ買いたいということで、これが26.7%。またあと、ネットでは買えない、ネットには入ってない、ここのお店じゃないと買えないというものがあるので実店舗で買うと、これも21.3%ある。こうした消費者ニーズにインターネットショッピングがとって変われない部分、これが個店の商機であるのではないかなというふうに思う。こうした個店の強み、それからリアル販売の利点を打ち出していくこと、それからターゲットとする客層の研究などを行って、集客につなげていくということが必要なのかな。脅威ではあるが、そこを個店ならではのところ、強みを生かしていくということで、機会の方に結び付けられて、脅威を乗り越えていけないかなということである。そして、商店街イベントでまちゼミとかまちバル、マルシェといったことをやっている。これらのイベントというのは、個店の強みを発信しているイベントだと思っている。商店街のイベントとして、こういった個店を紹介していただけるようなイベントをしっかりと行っていただいて、個店の強み発信の後押しにしていただければというふうに思っている。

保谷委員

- 1 EC進展による脅威という面に関していうと、脅威にさらされているというのは地域の商店街だけではなくて、例えば総合スーパーとか百貨店などの大規模小売店舗の業界も苦しんで対策を行っていると言えると思う。しかしながら、衰退トレンドは止まっていないというところで苦しんでいる。百貨店であるとか総合スーパーの業界が

今必死で行っているというのは、不採算店舗の閉鎖、売場の縮小などのスクラップアンドビルドと、あと事業の選択と集中による経営資源の効率活用というものである。商店街についても、eコマースの進展を脅威と捉えている商店街があるのであれば、商店街自身が経営資源を縮小していて、彼らを支援するための行政資源にも量的に上限がある以上、同様に、商店街再生期の現状維持戦略を根本的に見直して、経営資源の効率活用を図ることが必要ではないかと思うがいかがか。

- 2 商店街のイベントは、確かに人がたくさん集まってきて活性化して地域の人たちが喜んでいるという面はあると思うが、イベントが余りにも多過ぎて、イベント疲れしている商店街もあるように伺っているが、そういった点についても何か見直していくような方向性の政策というのが必要なのではないか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 委員お話しのとおり、百貨店、総合スーパーも、百貨店自身がオンラインショッピングをやるとか、そういったこともおやりになっているというのは皆さん周知のことであると思う。そういった中で商店街自体を縮小していくというところは、商店街は一つ一つの店の集合体なので、これ自体の縮小ということは難しいのかなと思っているが、それをまた行政が主導するということはちょっとできないのかなというふうに思っている。やはり商店街それぞれの生い立ちとか歴史を持ったところであるので、皆さん方の御意思というものを私たちは尊重していきたいというふうに思っている。

また、その上で、そういった激変しているその業界の中で行政がどうしていくかというところであるが、行政が行う支援的な部分であるが、どうしても行政は商店街の主体にはなり得ないので、行政はあくまでもその商店街を支援していくという立場であり続けるということになる。支援をしていく大枠として、例えばソフト事業やハード事業への支援といったそういった大枠は変わらずとも、その事業の中身っていうのは、そういったeコマースへの対応をどうするのかとか、そういったその時代の流れとか、あるいはお客様の個別のニーズとともに変わっていくべきであると考えている。そういった、もう変えていくんだよということも含めて、専門家派遣などを使って支援をしていくということとはとても大事だと思う。また、よくある商店街で成功した事例をほかの商店街にそのまま適用しようとするとかということもあるが、これもまた立地も客層も違うほかの商店街で必ずしもうまくいくとも限らないと、また、成功した商店街自身も、その時々が必要とされていることを生かされていることを、生かせることを取り入れて、中身をかなり変えてきている。長年イベント続けてるところも中身を変えてきているので、それで続いているのかなということも考えられる。

- 2 確かに、特にその商店街の構成メンバーが高齢化をしてきたりする場合、イベント疲れはと考えられると思う。また、このコロナ禍でイベントを数年休んでしまった、イベントを数年できなかったと、ノウハウが途切れてしまうと、ノウハウと意欲も実は一緒に途切れてしまったりすることもあると、それをまたもう一度頑張ろうというところは、なかなか厳しい商店街もあるというふうにも聞いている。それでも何とか頑張りたいんだと、ちょっと大変だけど何とか頑張りたいなというところに関して

は、我々もそのときのある資源、マンパワーも含めた資源、そのときの資源でどうできるのかといったことを、専門家も入れながら、一緒に御支援をしていくということを考えて、丁寧に支援をしてみたい。